

## あんしん延長保証+2年 保証規約

「あんしん延長保証+2年」（以下、「本サービス」といいます）は、以下の条項に基づいて、第1条に定める対象製品に発生する故障の修理を約するものです。

1. 本サービスは、株式会社ハイホー（以下「当社」といいます）のToppa!ISPプレミアムコースのオプションサービスです。本サービスに加入した会員（以下「加入会員」といいます）が当社からレンタルされたノートパソコンが対象（以下「対象製品」といいます）です。修理のご依頼は、保証修理受付センター（以下、「受付センター」といいます）へお申し出下さい。
2. 本サービスは、加入会員から提出された「本サービスに関する申込確認書」（以下「申込確認書」といいます）を、テックマークジャパン株式会社が受理し、Toppa!ISPプレミアムコース（以下「Toppa!ISPプレミアムコース」という）による通信の利用が開始された時から有効となります。
3. 加入会員が本サービスに加入された場合、当社は、その所定の期間内に、本サービスに加入された証として、保証書を発行するものとします。
4. 加入会員は、Toppa!ISPプレミアムコースの利用料金とともに、本サービスの利用料金として、申込確認書に記載された月額料金を、料金収納代行会社である当社に支払うものとします。なお、料金の日割計算はしないものとします。
5. 保証期間は、メーカー保証期間を含め、3年間となります。なお、メーカー保証期間中は、メーカー保証が優先されます。また、対象製品が、本サービス以外の他の修理保証の対象となっている場合は、他の修理保証が優先されるものとします。
6. 加入会員は、本サービスに基づき修理を依頼する場合は、受付センターの指示に従い、所定の修理業者（以下「修理者」といいます）に対し本サービスの保証書、メーカー保証書及び修理申込票を提示するものとします。
7. 加入会員は、本サービスに基づき修理を依頼する場合は、受付センターの指示に従い、必要でないプログラム、データ、記録媒体、純正でない部品・機構・付加物及び改造物等を、事前に対象製品から取り外して頂くものとします。これらのいずれかが、対象製品に記録または付加された状態で修理者に引渡された場合には、加入会員がこれらに対する権利を放棄したものとみなします（データ保存・復旧はできかねます。工場出荷状態となる場合があります）。また、修理のための交換部品等は、修理時に良好に稼動する現状有姿の部品等とし、交換された旧部品等は、当社またはその指定業者の所有とすることがあります。
8. 次のような場合には、保証期間内でも、本サービスの修理の対象とはなりません。

- 1) 保証書、メーカー保証書及び修理申込票の提示がない場合
- 2) 保証書及びメーカー保証書にお買上げ日、加入会員の氏名・住所・電話番号（市外局番含みます）、販売店名の記載が無い場合、字句を書き替えられた場合、あるいは保証書とメーカー保証書に記載されている内容が異なる場合
- 3) 直接であると間接であることを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障または損傷
  - (1) 対象製品の自然消耗・摩耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色または、ねずみ食い・虫食い等によって生じた損害、その他、類似の事由
  - (2) オプション製品・部品、ソフトウェア、PCカード・マウス、購入後追加された拡張ボード・拡張メモリー等の部品類、バッテリー、乾電池、周波数変更製品等、その他別途当社が定める対象外製品・消耗品に関する故障または損傷
  - (3) 使用上の誤り、または不当な修理・改造による故障または損傷
  - (4) 火災・地震・水害・落雷・塩害・ガス害・その他の天災地変、ならびに公害、異常電圧その他の外的要因による故障または損傷
  - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）による故障または損傷
  - (6) 燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する故障及び損傷
  - (7) 対象製品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラーにより発生する一切の故障・不具合
  - (8) ソフトウェアのバグ、コンピューターウイルス等による故障
  - (9) LCDパネル及びバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、蛍光体の焼き付け等）
- (10) メーカーリコールまたはメーカーが対象製品の取替えまたは部品交換の修理等を認めたとき
  - (11) 対象製品の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び改造または付加（CPU、マザーボード、ハードディスクドライブ等の部品交換・調整を含みます）により生じた故障及び損傷
- 4) 業務用に使用された場合の故障及び損傷
- 5) 一般家庭用以外（例えば車両・船舶での使用等）に使用された場合の故障及び損傷
- 6) 対象製品の譲渡、贈呈等、加入会員住居以外での使用による故障及び損傷
- 7) 対象製品取扱説明書記載の、本来、お客様ご自身で処置していただくべきお手入れ、点検、オーバーホール作業、バッテリー（電池）、消耗品の交換
- 8) 設置不良、設置不良に起因する故障、リサイクル費用、その他の類似の事由による故障及び損傷
- 9) 対象製品に異常の無い場合（故障でないナンセンスコール、故障症状の再現しないもの）
- 10) OS・ソフトウェアの再インストール及びBIOS調整・書き換えのみで修復された場合

9. 保証期間が終了した後に受付センターに修理依頼がなされた場合は、本サービスの対象外となります。

10. 次のような損害等は、本サービスの対象となりません。

- 1) 対象製品の故障に起因して生じた身体障害（傷害に起因する死亡等を含みます）または対象製品以外の財物の滅失、き損、もしくは汚損によって生じた損害等
- 2) 対象製品の故障に起因して生じた対象製品及びその他の財物の使用の阻害によって生じた損害等

11. 別表の対象外製品、対象外部品、対象外作業内容は、本サービスの対象となりません。

12. 本サービスは、金10万円または販売価格（消費税を含む）のいずれか低い額を保証限度額とし、保証期間内の当該製品の修理費用（部品代、修理技術料及び出張費または送ドバック費用）合計金額（消費税を含みます）が保証限度額を超過した場合は対象外となります。

13. 離島または離島に準ずる遠隔地へ出張修理を行う場合は、その出張に要する実費を申し受けます。

14. 転居される場合は、事前に受付センターへご相談ください。

15. 故障及び損傷の認定等について当社と加入会員の間で見解の相違が発生した場合には、当社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。

16. 保証期間を通じ、当社が定める基準により、保証限度額を超えた場合の超過した金額については本サービスの対象となりません。

17. 本サービスは、日本国内においてのみ有効です。

18. 保証書は、再発行致しませんので大切に保管してください。

19. 加入会員または当社は、当社所定の手続きにより、本サービスを解約することができます。

20. 加入会員が「Toppa ! ISPサービス契約約款」に規定される所定期日に所定の利用料金の支払い」が為されない等、利用料金未納期間中に発生した故障・修理については、本サービスは適用されません。

21. 次の場合、当社は加入会員に対し、本サービスを解除することがあります。

- 1) 本サービスのお申込み事項に事実と異なる記載があることが判明した場合。
- 2) 加入会員と当社がToppa ! ISPプレミアムコースの契約を理由の如何を問わず終了した場合
- 3) 加入会員が本規約第4条に規定される所定期日に本サービスの利用料金の支払いを為さなかった

場合。

4) 加入会員がT o p p a ! I S Pプレミアムコースのサービスを受ける権利を失った場合。

22. 当社が加入会員に対し、本サービスの解除した後に発生した故障・修理については、本サービスは適用されません。

23. 当社は、加入会員が次の各号の一に該当し、当社の指定する期間内にそれを解消または是正しない場合は、または当社からの通知が加入会員に到達しない事を郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
- (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
- (4) 利用者に対する破産の申立があった場合、または利用者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- (5) 利用者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸する等、当社の業務遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
- (6) 前各号のほかに本規約に違反した場合。

24. 当社は、利用者が利用契約を締結した後になって、以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。

- (1) 利用者が実在しない場合。
- (2) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
- (3) 利用者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
- (4) 利用者が、成年被後見人、未成年者、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手續が成年後見人によって行われず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
- (5) 利用者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
- (6) 利用者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
- (7) その他、前各号に準じる場合で当社が適當ではないと判断した場合。

25. 当社は、前条各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その利用者に解約の旨を通知もしくは催告するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。本条に基づき当社から利用契約を解約する場合には、当社が定める日を解約日として、第19条及び第21条の定めを適用するものとします。

26. 当社は、前各項に基づき、利用者との利用契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であってもサービスの復旧または再申込みを受付けないことができるものとします。

27. 加入会員は次の事項を承認するものとします。

当社が本サービスの運営の為に業務上必要な範囲で、加入会員が当社を通じ当社に提出した申込確認書及び変更届、保証書並びにメーカー保証書に記載された氏名、住所、電話番号などの加入会員の個人情報に関し、本サービスを円滑に運営する目的、及び申込書及び本規約に基づく保証修理債務に関する保証契約を締結する目的で取得します。当該目的達成の為に、当社は、当該保証契約上の保証者となる修理保証会社に対し個人情報の提供を行うことがあります。また、当社は、業務上の個人情報の取扱いの一部または全てを第三者に委託する場合があります。個人情報の提供及び委託をする場合、当社は、提供先及び委託先と秘密保持を含む個人情報の取扱いに関する契約を締結します。当社は、当該情報について加入会員のプライバシー保護に十分に注意を払うものとします。

28. 当社は、加入会員が、本サービスを利用したことに起因して発生した加入会員と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

29. 当社は、本サービスを加入会員の了承を得ることなく、本サービスを随時変更することがあります。なお、本サービスが変更された場合には、加入会員の利用サービスその他利用契約の内容は、改定後の本サービスを適用するものとします。改定後の本サービスは、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

■加入会員からお預かりした個人情報は、次の者が責任を持って管理します。個人情報の開示・訂正・利用中止等のご請求、苦情や相談、その他の不明な点についてのご照会は、下記までご連絡ください。

テックマークジャパン株式会社

業務部 カスタマーサービスチーム

電話番号：03-5619-2200

受付時間：9:00～17:00（月～金）

E-Mail：techmark@chartis.co.jp

※上記問合せ先（電話番号、E-Mail）に変更がある場合は、

ホームページ URL：<http://www.techmark.co.jp/index.html>に通知いたします。

■本サービスは、以下の者が販売するものとします。

販売代理店

東京都豊島区西池袋二丁目41番8号

株式会社ハイホー

■引受保証会社

東京都墨田区錦糸一丁目2番4号

テックマークジャパン株式会社

■保証修理受付センター ご連絡先

電話番号：03 - 5619 - 1980

受付時間：10:00～18:00（月～金）

10:00～17:00（土・日・祝祭日）

別表

主に下記に掲げる製品の部品交換・作業内容は、本サービスの対象外となりますので、ご注意ください。

製品名	主な対象外製品	主な対象外部品	対象外作業内容
パソコン	—	バッテリー（内蔵含む）、付属品一式（ACアダプタ・ACコード及び外付けドライブを除く）、別売部品類 ソフトウェア（BIOS、OS、アプリケーションなど含む） 外装品（ヒンジ、ラッチなど含む） コネクタジャック部の破損（ACアダプタ、USBなど） インターネットなどの不具合で、対象製品以外（LANケーブル/モデムなど）の機器が故障原因の場合、装飾部品	部品交換を伴わない手直し・調整作業 ソフトのインストール作業（BIOS・OSを含む）など
* ソフトインストール、初期化、ファームウェアアップデート、ソフトに起因する不具合は対象外作業			

2019年6月1日 改訂